

システムリプレイスに併せた制度改善等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	6
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	52

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）
（下線部分変更）

新	旧
<p>（配当金支払予定額の通知）</p> <p>第 170 条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p><u>（6）その他規則で定める事項</u></p> <p>2 前項の通知があった場合には、機構は、規則で定めるところにより、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主の口座を開設する口座管理機関ごとに、当該口座管理機関がその加入者からの委託に基づいて受領すべき配当金相当額（以下「配当金受払予定額」という。）を算出し、振替株式の発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3～6（略）</p>	<p>（配当金支払予定額の通知）</p> <p>第 170 条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の通知があった場合には、機構は、規則で定めるところにより、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主の口座を開設する口座管理機関ごとに、当該口座管理機関がその加入者からの委託に基づいて受領すべき配当金相当額（以下「配当金受払予定額」という。）を算出し、振替株式の発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>その他機構が定める事項</u></p> <p>3～6（略）</p>
<p>（信託の分割に関する記載又は記録手続）</p> <p>第 285 条の 29 分割信託（信託法第 155 条第 1 項第 6 号に規定する分割信託をいう。以下同じ。）の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際して振替</p>	<p>（信託の分割に関する記載又は記録手続）</p> <p>第 285 条の 29 分割信託（信託法第 155 条第 1 項第 6 号に規定する分割信託をいう。以下同じ。）の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際</p>

受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 285 条の 8 の規定は、適用しない。

(1) 分割信託又は従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄

(2) (略)

(3) 割当比率（前号の振替受益権に対して第 1 号の振替受益権を交付する割合をいう。以下この節において同じ。）

(4)～(6) (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、信託分割効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄について、信託分割効力発生日において増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 間接口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、信託分割効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき当該信託の分割に際して交付する振替受益権の数の合計数を通知しなければならない。

7 機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この節において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。

して振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 285 条の 8 の規定は、適用しない。

(1) 分割信託又は新規信託分割における従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄

(2) (略)

(3) 割当比率（第 2 号の振替受益権に対して第 1 号の振替受益権を交付する割合をいう。以下この節において同じ。）

(4)～(6) (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、信託分割効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる分割信託の振替受益権の銘柄について、信託分割効力発生日において増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 間接口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、信託分割効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき当該信託の分割に際して交付する振替受益権の数の合計数を通知しなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。

7 機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この節において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、信託分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の分割信託又は従前の信託の振替受益権についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記載又は記録</p> <p>11 機構は、規則で定めるところにより、信託分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の分割信託又は従前の信託の振替受益権についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機構加入者の担保専用口 当該担保専用口についての新受益権数申告により通知を受けた数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記録</p> <p>(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口についての新受</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、信託分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の分割信託の振替受益権についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記載又は記録 <u>(ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記載又は記録がされていた分割信託の振替受益権の数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記載又は記録)</u></p> <p>11 機構は、規則で定めるところにより、信託分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の分割信託の振替受益権についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機構加入者の担保専用口 当該担保専用口についての新受益権数申告により通知を受けた数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記録 <u>(ただし、割当比率が一の場合には、当該担保専用口に記録がされていた分割信託の振替受益権の数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記録)</u></p> <p>(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口についての新</p>
---	--

<p>益権数申告により通知を受けた数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記録</p> <p>(4) 機構加入者の顧客口 当該顧客口についての新受益権数申告により通知を受けた数の<u>当該信託の分割に際して交付する振替受益権</u>についての増加の記録</p> <p>12 (略)</p> <p>(調整受益権数の記載又は記録) 第285条の30 (略)</p> <p>2 前項第1号の調整受益権数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。</p> <p>(1) 調整受益権数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 当該信託の<u>分割</u>に際して振替受益権の交付を受ける受益者の口座(顧客口を除く。)のうち、信託分割効力発生日において分割信託<u>又は従前の信託</u>の振替受益権について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座(二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(分配金支払予定額の通知) 第285条の75 振替受益権の発行者は、受益者ごとの分配金支払予定額の確定後、分配金支払開</p>	<p>受益権数申告により通知を受けた数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記録<u>(ただし、割当比率が一の場合には、当該信託財産名義通知信託口に記録がされている振替受益権の数の当該信託の分割に際して交付する振替受益権についての増加の記録)</u></p> <p>(4) 機構加入者の顧客口 当該顧客口についての新受益権数申告により通知を受けた数の分割信託の振替受益権についての増加の記録<u>(ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記録がされている振替受益権の数の分割信託の振替受益権についての増加の記録)</u></p> <p>12 (略)</p> <p>(調整受益権数の記載又は記録) 第285条の30 (略)</p> <p>2 前項第1号の調整受益権数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。</p> <p>(1) 調整受益権数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 当該信託の<u>併合</u>に際して振替受益権の交付を受ける受益者の口座(顧客口を除く。)のうち、信託分割効力発生日において分割信託の振替受益権について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座(二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(分配金支払予定額の通知) 第285条の75 振替受益権の発行者は、受益者ごとの分配金支払予定額の確定後、分配金支払</p>
--	---

<p>始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、受益権数比例配分方式を利用して分配金を受領する受益者に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) その他規則で定める事項</u></p> <p>2 ~ 6 (略)</p>	<p>開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、受益権数比例配分方式を利用して分配金を受領する受益者に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p>
--	---

2 附則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）
（下線部分変更）

新	旧
<p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第 35 条 前条に規定する方法による情報の授受ができない状況又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により規程第 34 条第 1 項各号に掲げる通知、請求、報告、届出又は資料の提出を行うものとする。</p> <p>（1）統合 Web 端末、ファイル伝送、オンライン・リアルタイム接続又は加入者情報 Web 端末による方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の電磁的媒体又は機構が指示する方法による入出力</p> <p>（2）Target 保振サイト接続又はインターネット接続による方法の障害 電磁的媒体又は機構が指示する方法による通知又は提出</p> <p>2 （略）</p>	<p>（障害発生時の取扱い）</p> <p>第 35 条 前条に規定する方法による情報の授受ができない状況又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により規程第 34 条第 1 項各号に掲げる通知、請求、報告、届出又は資料の提出を行うものとする。</p> <p>（1）統合 Web 端末、ファイル伝送、オンライン・リアルタイム接続又は加入者情報 Web 端末による方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の電磁的媒体による入出力</p> <p>（2）Target 保振サイト接続又はインターネットに接続による方法の障害 電磁的媒体、ファクシミリ又は書面による通知又は提出</p> <p>2 （略）</p>
<p>（新規記録通知事項）</p> <p>第 44 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（新規記録通知事項）</p> <p>第 44 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 規程第 49 条第 1 項第 2 号の加入者が次に掲げる条件をすべて満たすものについては、同条第 2 項に規定する機構が通知する事項は、同条第 1 項第 1 号の振替株式の銘柄コード、同項第 10 号の新規記録をすべき日、取扱開始時の新規記録である旨及び当該条件を満たすすべての加入者についての同項第 4 号及び第 5 号の数の合計数とする。</u></p>

先指定・株式等」、「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・受入予定証券完了）」、「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）」、「取得請求権付株式取得・振替請求」及び「単元未満株式買取・振替請求」以外の振替請求とする。

2・3 （略）

（DVP振替請求に基づく振替等）

第 67 条 機構は、ほふりクリアリングからDVP振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

（1）別表4に定める「先日付DVP振替請求」及び「先日付貸株DVP振替請求」並びに振替日の午前9時前に機構が受けた、「当日DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については振替日の業務開始時に、振替日の午前9時以後に機構が受けた、「当日DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については直ちに、渡方DVP参加者の機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

（2） （略）

2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求のうち、「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」については振替日の午後2時までに、「先日付貸株DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。

（相手先を指定する担保指定証券に係る振替）

第 68 条の2 渡方DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替株式について、DVP振替請求に係る清算対象取引のう

振替請求」及び「単元未満株式買取・振替請求」以外の振替請求とする。

2・3 （略）

（DVP振替請求に基づく振替等）

第 67 条 機構は、ほふりクリアリングからDVP振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

（1）別表4に定める「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」（振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。）については振替日の業務開始時に、「当日DVP振替請求」（振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。）については直ちに、渡方DVP参加者の機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

（2） （略）

2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求について振替日の午後2時までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。

（新設）

ち、振替株式の貸借に係る担保の授受又はこれに基づく債務の履行のための当該振替株式の相手方への差入れ又は返戻を目的としたほふりクリアリングへの担保指定証券の預託に係る振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」を機構にしなければならない。

2. ほふりクリアリングは、前項の規定に基づき預託された担保指定証券について、渡方DVP参加者からの取消の請求に基づき当該渡方参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）」を機構にしなければならない。

3. 機構は、第1項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件（ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方DVP参加者（DVP参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる機構加入者をいう。以下同じ。）へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。）が充足した時（一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあっては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時）、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

（証券振替の完了に係る振替）

第69条 ほふりクリアリングは、清算対象取引

（証券振替の完了に係る振替）

第69条 ほふりクリアリングは、清算対象取引

の決済に係る振替株式の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、DVP口座に記録されている振替株式について、受方DVP参加者の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替株式の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。ただし、渡方DVP参加者による別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」のうち、担保権、転担保権、質権又は転質権の設定である旨が付された受方DVP参加者の自己口に係る請求において、振替株式の貸借に係る担保の授受又はこれに基づく債務の履行のための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・受入予定証券完了）」を、機構にしなければならない。

(総株主通知日程案内の通知時期)

第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に行う。

の決済に係る振替株式の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、DVP口座に記録されている振替株式について、受方DVP参加者（DVP参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる参加者をいう。以下同じ。）の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替株式の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。

(総株主通知日程案内の通知時期)

第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日（第 195 条第 1 項括弧書きに規定する場合において総株主通知請求が新株予約権無償割当てに係る株主確定日の 8 営業日前の日に行われたときは、当該株主確定日の前営業日から起算して 6 営業日前の日、新株予約権無償

<p>2 <u>機構は、総株主通知事由が規程第 144 条第 1 項第 3 号又は第 6 号に該当するものであった場合（同第 94 条第 1 項に規定する場合を除く。）には、同第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を前項に規定する日のほか、原則として、株主確定日の前営業日から起算して 11 営業日前の日にも行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>（総株主通知の方法）</p> <p>第 189 条 機構は、規程第 149 条第 1 項の通知において、次条第 1 項第 1 号の株主又は同項第 5 号の登録株式質権者となるべき旨の申出をした者が、前回の総株主通知に係る通知株主等であった場合には、同項第 1 号、第 5 号及び第 7 号から第 10 号までに掲げる事項の通知を省略する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（発行者による総株主通知請求の方法）</p> <p>第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として<u>7 営業日前の日まで</u>に行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（振替口座簿記録事項全部情報の報告事項）</p>	<p><u>割当てに係る株主確定日の 7 営業日前の日に行われたときは、当該株主確定日の前営業日から起算して 5 営業日前の日）</u>に行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2 <u>別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総株主通知日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。</u></p> <p>（総株主通知の方法）</p> <p>第 189 条 機構は、規程第 149 条第 1 項の通知において、次条第 1 項第 1 号の株主又は同項第 5 号の登録株式質権者となるべき旨の申出をした者が、前回の総株主通知に係る通知株主等であった場合には、同項第 1 号、第 5 号及び第 8 号に掲げる事項の通知を省略する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（発行者による総株主通知請求の方法）</p> <p>第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として<u>9 営業日前の日まで（新株予約権無償割当てに係る株主確定日のための総株主通知請求の場合には、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 7 営業日前の日まで）</u>に行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（振替口座簿記録事項全部情報の報告事項）</p>
--	--

<p>第 217 条 規程第 157 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p><u>(9) その他機構が定める事項</u></p> <p>(機構に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い)</p> <p>第 223 条 規程第 158 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) その他機構が定める事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)</p> <p>第 229 条 (略)</p> <p>2 規程第 167 条第 2 項の通知は、Target 保振サイト<u>接続</u>により行う。</p> <p>(配当金支払予定額の通知期限)</p> <p>第 232 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 規程第 170 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 口座管理機関が所得税等を源泉徴収する必要があるか否かの別</u></p> <p><u>(2) その他機構が定める事項</u></p> <p>(配当金入金予定額データの通知日)</p> <p>第 235 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第 170 条第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 同項第 3 号の株主の保有する振替株式が担保株式として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者</u></p>	<p>第 217 条 規程第 157 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(機構に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い)</p> <p>第 223 条 規程第 158 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)</p> <p>第 229 条 (略)</p> <p>2 規程第 167 条第 2 項の通知は、Target 保振サイトにより行う。</p> <p>(配当金支払予定額の通知期限)</p> <p>第 232 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金入金予定額データの通知日)</p> <p>第 235 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第 170 条第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、<u>同項第 3 号の株主の保有する振替株式が担保株式として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コードとする。</u></p>
---	---

<p><u>の口座の加入者口座コード</u></p> <p><u>(2) 口座管理機関が源泉徴収税を徴収する必要があるか否かの別</u></p> <p><u>(3) その他機関が定める事項</u></p> <p>(振替の一時停止又は解除の申告)</p> <p>第 249 条 第 187 条に規定する規則で定めるものは、別表 4 に定める「前日振替請求 (質権)」、「当日振替請求 (質権)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「担保指定証券預託 (相手先指定・株式等)」、「担保指定証券預託 (相手先指定・株式等・受入予定証券完了)」及び「担保指定証券預託 (相手先指定・株式等・取消)」以外の振替請求とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)</u></p> <p>第 256 条の 2 <u>渡方 D V P 参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替新株予約権付社債について、D V P 振替請求に係る清算対象取引のうち、振替新株予約権付社債の貸借に係る担保の授受又はこれに基づく債務の履行のための当該振替新株予約権付社債の相手方への差入れ又は返戻を目的としたほふりクリアリングへの担保指定証券の預託に係る振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表 4 に定める「担保指定証券預託 (相手先指定・株式等)」を機構にしなければならない。</u></p> <p><u>2. ほふりクリアリングは、前項の規定に基づき預託された担保指定証券について、渡方 D V P 参加者からの取消の請求に基づき当該渡方参加者の機構加入者口座への振替の申請を</u></p>	<p>(振替の一時停止又は解除の申告)</p> <p>第 249 条 第 187 条に規定する規則で定めるものは、別表 4 に定める「前日振替請求 (質権)」、「当日振替請求 (質権)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」及び「<u>当日証券担保指定・同解除請求</u>」以外の振替請求とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

する場合には、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）」を機構にしなければならない。

3 機構は、第1項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件が充足した時（一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあつては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時）、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

（証券振替の完了に係る振替）

第257条（略）

2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替新株予約権付社債の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。ただし、渡方DVP参加者による別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」のうち、質権又は転質権の設定である旨が付された受方DVP参加者の自己口に係る請求において、振替新株予約権付社債の貸借に係る担保の授受のための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・受入予定証券完了）」を、機構にしなければならない。

（証券振替の完了に係る振替）

第257条（略）

2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替新株予約権付社債の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。

<p>(コールオプションの行使に係る通知事項)</p> <p>第 281 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第 206 条第 2 項に規定する事項の通知は、Target 保振サイト<u>接続</u>その他により行うものとする。</p> <p>(プットオプションの決定に係る通知事項)</p> <p>第 282 条 (略)</p> <p>2 規程第 208 条第 2 項に規定する事項の通知は、Target 保振サイト<u>接続</u>その他により行うものとする。</p> <p>(総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知時期)</p> <p>第 321 条 機構は、規程第 242 条第 1 項の総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知を、原則として、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して<u>5 営業日前の日及び 11 営業日前の日</u>に行う。 (削る)</p> <p>(発行者による総新株予約権付社債権者通知請求の方法)</p> <p>第 328 条 振替新株予約権付社債の発行者は、規程第 246 条第 1 項の総新株予約権付社債権者通知請求を行う場合には、機構に対し、新株予約権付社債権者確定日とする日の前営業日を起算日として<u>7 営業日前の日</u>までに行わなければならない。</p> <p>(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行</p>	<p>(コールオプションの行使に係る通知事項)</p> <p>第 281 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第 206 条第 2 項に規定する事項の通知は、Target 保振サイトその他により行うものとする。</p> <p>(プットオプションの決定に係る通知事項)</p> <p>第 282 条 (略)</p> <p>2 規程第 208 条第 2 項に規定する事項の通知は、Target 保振サイトその他により行うものとする。</p> <p>(総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知時期)</p> <p>第 321 条 機構は、規程第 242 条第 1 項の総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知を、原則として、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して<u>7 営業日前の日</u>に行う。 <u>2 別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総新株予約権付社債権者通知日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。</u></p> <p>(発行者による総新株予約権付社債権者通知請求の方法)</p> <p>第 328 条 振替新株予約権付社債の発行者は、規程第 246 条第 1 項の総新株予約権付社債権者通知請求を行う場合には、機構に対し、新株予約権付社債権者確定日とする日の前営業日を起算日として<u>9 営業日前の日</u>までに行わなければならない。</p> <p>(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行</p>
--	--

者から新株予約権付社債券が交付されない場合
の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第 337 条 (略)

2 機構は、規程第 259 条第 3 項の新株予約権
付社債権者情報の通知に係る日程案内の通知
を、原則として、取扱廃止新株予約権付社債
権者確定日の前営業日から起算して5 営業日
前の日及び11 営業日前の日に行う。

(削る)

3 (略)

4 規程第 259 条第 6 項の通知は、取扱廃止新
株予約権付社債権者確定日の翌営業日に行う
ものとする。

5 (略)

6 (略)

7 直接口座管理機関は、規程第 259 条第 7 項
の新株予約権付社債権者情報の報告を取扱廃
止新株予約権付社債権者確定日の翌営業日か
ら起算して 2 営業日目の日までにしなければ
ならない。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 規程第 259 条第 9 項に規定する規則で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 取扱廃止新株予約権付社債権者確定日に
おいて第 1 号の新株予約権付社債権者の有
する新株予約権付社債権者情報の通知対象
銘柄の銘柄コード及び数

(4) ~ (7) (略)

12 (略)

13 (略)

者から新株予約権付社債券が交付されない場合
の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第 337 条 (略)

2 機構は、規程第 259 条第 3 項の新株予約権
付社債権者情報の通知に係る日程案内の通知
を、原則として、新株予約権付社債権者確定
日の前営業日から起算して7 営業日前の日
に行う。

3 別表 3にかかわらず、機構は、必要と認め
たときは、新株予約権付社債権者情報の通知
に係る日程案内を、Target 保振サイトにより
通知することができる。

4 (略)

5 規程第 259 条第 6 項の通知は、新株予約権
付社債権者確定日の翌営業日に行うものとす
る。

6 (略)

7 (略)

8 直接口座管理機関は、規程第 259 条第 7 項
の新株予約権付社債権者情報の報告を新株予
約権付社債権者確定日の翌営業日から起算し
て 2 営業日目の日までにしなければならな
い。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 規程第 259 条第 9 項に規定する規則で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権付社債権者確定日において
第 1 号の新株予約権付社債権者の有する
新株予約権付社債権者情報の通知対象銘
柄の銘柄コード及び数

(4) ~ (7) (略)

13 (略)

14 (略)

14 (略)

(準用規定)

第 340 条 (略)

2 第 2 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第 48 条第 4 項	(略)	(略)
(略)		

(準用規定)

第 342 条 (略)

2 第 3 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 255 条第 1 項	(1) 別表 4 に定める「 <u>先日付 D V P 振替請求</u> 」及び「 <u>当日 D V P 振替請求</u> 」(振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。) については振替日の業務開始時に、「 <u>当日 D V P 振替請求</u> 」(振替日の午前 9 時以後に機構が受けたものに限る。) につ	(1) 別表 4 に定める「 <u>先日付 D V P 振替請求</u> 」、「 <u>先日付貸株 D V P 振替請求</u> 」、「 <u>当日 D V P 振替請求</u> 」(振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。) 及び「 <u>当日貸株 D V P 振替請求</u> 」(振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。) に
--------------	---	--

15 (略)

(準用規定)

第 340 条 (略)

2 第 2 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第 48 条第 5 項	(略)	(略)
(略)		

(準用規定)

第 342 条 (略)

2 第 3 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

	<p><u>いては直ちに、渡方DVP参加者の機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。</u></p>	<p><u>については振替日の業務開始時に、「当日DVP振替請求」(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)及び「当日貸株DVP振替請求」(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)については直ちに、渡方DVP参加者の機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。</u></p>			
<p><u>第 255 条第 2 項</u></p>	<p><u>機構は、前項第 2 号に規定するDVP振替請求について振替日の午後2時まで振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱</u></p>	<p><u>機構は、前項第 2 号に規定するDVP振替請求のうち、「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」については振替日の午後2時まで、「先日付貸株DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振</u></p>	(新設)	(新設)	(新設)

	う。	替請求」については振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。			
(略)			(略)		
<p>(総受益者通知日程案内の通知時期)</p> <p>第356条の2 機構は、規程第283条の3第1項の総受益者通知日程案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して<u>5</u>営業日前の日に行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(総受益者通知の方法)</p> <p>第356条の8 機構は、規程第283条の6第1項の通知において、次条第1項第1号の受益者が、前回の総受益者通知に係る通知受益者であった場合には、同項第1号及び第4号から<u>第6号までに掲げる事項の通知を省略する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(指定転換請求者の変更)</p> <p>第357条の8 (略)</p> <p>2 規程第285条の10第2項に規定する規則で定める方法は、Target 保振サイト<u>接続</u>とする。</p>			<p>(総受益者通知日程案内の通知時期)</p> <p>第356条の2 機構は、規程第283条の3第1項の総受益者通知日程案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して<u>7</u>営業日前の日に行う。</p> <p>2 <u>別表3にかかわらず、機構は、必要と認め</u> <u>たときは、総受益者通知日程案内を、Target</u> <u>保振サイトにより通知することができる。</u></p> <p>(総受益者通知の方法)</p> <p>第356条の8 機構は、規程第283条の6第1項の通知において、次条第1項第1号の受益者が、前回の総受益者通知に係る通知受益者であった場合には、同項第1号及び第4号に掲げる事項の通知を省略する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定転換請求者の変更)</p> <p>第357条の8 (略)</p> <p>2 規程第285条の10第2項に規定する規則で定める方法は、Target 保振サイトとする。</p>		

<p>(総受益者通知日程案内の通知時期)</p> <p>第 357 条の 62 機構は、規程第 285 条の 58 第 1 項の総受益者通知日程案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して <u>5</u> 営業日前の日に行う。</p> <p><u>2 機構は、総受益者通知事由が規程第 285 条の 56 第 1 項第 4 号又は第 10 号に該当するものであった場合には、同第 285 条の 58 第 1 項の総受益者通知日程案内の通知を前項に規定する日のほか、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して 11 営業日前の日にも行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>(総受益者通知日程案内の通知時期)</p> <p>第 357 条の 62 機構は、規程第 285 条の 58 第 1 項の総受益者通知日程案内の通知を、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して <u>7</u> 営業日前の日に行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2 別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総受益者通知日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。</u></p>
<p>(総受益者通知の方法)</p> <p>第 357 条の 68 機構は、規程第 285 条の 61 第 1 項の通知において、次条第 1 項第 1 号の受益者が、前回の総受益者通知に係る通知受益者であった場合には、同項第 1 号及び第 4 号から <u>第 6 号までに掲げる事項の通知を省略する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(総受益者通知の方法)</p> <p>第 357 条の 68 機構は、規程第 285 条の 61 第 1 項の通知において、次条第 1 項第 1 号の受益者が、前回の総受益者通知に係る通知受益者であった場合には、同項第 1 号及び第 4 号に掲げる事項の通知を省略する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(振替口座簿記録事項全部情報の報告事項)</p> <p>第 357 条の 78 規程第 285 条の 64 第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p><u>(9) その他機構が定める事項</u></p> <p>(機構に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い)</p> <p>第 357 条の 84 規程第 285 条の 65 第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項と</p>	<p>(振替口座簿記録事項全部情報の報告事項)</p> <p>第 357 条の 78 規程第 285 条の 64 第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(機構に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い)</p> <p>第 357 条の 84 規程第 285 条の 65 第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項と</p>

<p>する。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) その他機構が定める事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)</p> <p>第 357 条の 88 (略)</p> <p>2 規程第 285 条の 72 第 2 項の通知は、Target 保振サイト<u>接続</u>により行う。</p> <p>(分配金支払予定額の通知期限)</p> <p>第 357 条の 91 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 規程第 285 条の 75 第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 口座管理機関が所得税等を源泉徴収する必要があるか否かの別</u></p> <p><u>(2) その他機構が定める事項</u></p> <p>(分配金入金予定額データの通知日)</p> <p>第 357 条の 94 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第 285 条の 75 第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 同項第 3 号の受益者の保有する振替受益権が担保受益権として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コード</u></p> <p><u>(2) 口座管理機関が源泉徴収税を徴収する必要があるか否かの別</u></p> <p><u>(3) その他機構が定める事項</u></p> <p>別表 3</p> <p>1 統合Web 端末</p>	<p>する。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)</p> <p>第 357 条の 88 (略)</p> <p>2 規程第 285 条の 72 第 2 項の通知は、Target 保振サイトにより行う。</p> <p>(分配金支払予定額の通知期限)</p> <p>第 357 条の 91 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(分配金入金予定額データの通知日)</p> <p>第 357 条の 94 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第 285 条の 75 第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、<u>同項第 3 号の受益者の保有する振替受益権が担保受益権として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コードとする。</u></p> <p>別表 3</p> <p>1 統合Web 端末</p>
---	--

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
前日振替請求	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
前日振替請求(質権)	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
前日振替請求(譲渡担保)	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
前日残高調整請求	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
振替一時停止申告(市場取引)	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
当日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用	(略)

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
前日振替請求	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
前日振替請求(質権)	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
前日振替請求(譲渡担保)	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
前日残高調整請求	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
振替一時停止申告(市場取引)	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
当日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する	(略)

			する場合を含む。)、規程第 188 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 250 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)				場合を含む。)、規程第 188 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 250 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	
先日付 D V P 振替請求 〈決済照合システム連動〉	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 65 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、規程第 186	(略)		先日付 D V P 振替請求 〈決済照合システム連動〉	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 65 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第 186 第 1 項	(略)

			第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 246 条第 2 項、同第 253 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)				(同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 246 条第 2 項、同第 253 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	
(略)				(略)				
<u>先日付貸株 D V P 振替請求<決済照合システム連動></u>	<u>前々営業日までの午前 7 時から午後 10 時まで及び前営業日の午前 7 時から午後 8 時まで</u>	<u>規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 65 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、規</u>	<u>決済照合システム (画面 / ファイル) への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後 8 時まで (ほふりクリアリングによる先日付貸株 D V P 振替請求に連動)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			程第 5 章 において 読み替えて 準用する 同第 186 条第 1 項、規則 第 4 章 において 準用する 同第 246 条 第 2 項、同第 4 章にお いて準用 する同第 253 条第 1 項						
	当日貸株 DVP 振 替請求 〈決済照 合システ ム連動〉	前営業日 の午後 8 時から午 後 10 時 まで及び 当日の午 前 7 時か ら午後 1 時 30 分 まで	同上	決済照 合シス テム (画面 /ファ イル) への所 要の入 力が可 能な時 間は振 替日の 前営業 日の午 後 8 時 から振 替日当 日の午 後 1 時 20 分ま で (ほ ふりク リアリ ングに よる当 日貸株 DVP 振替請 求に連 動)		(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)

前日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
当日証券担保指定・同解除請求	(略)	(略)	(略)	当日証券担保指定・同解除請求	(略)	(略)	(略)
担保指定証券預託(相手先指定・株式等)	前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで	規則第68条の2(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条の2(同第4章において準用する場合を含む。)	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	午前7時から午後1時30分まで	同上	振替日の当日に入力	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)	前日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)				(略)			
前日残高保留指定・同解除請求	午前9時から午後8時まで	(略)	(略)	前日残高保留指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)				(略)			
受入予定証券引渡完了請求	(略)	規則第69条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合	(略)	受入予定証券引渡完了請求	(略)	二	(略)

		を 含 む。)、同 第 257 条 第 2 項 (同第 4 章におい て準用す る場合を 含む。)	
担保指定 証券預託 (相手先 指定・株 式等・受 入予定証 券完了)	午前 7 時 から午後 2 時まで	同上	担保指 定証券 預 託 (相手 先 指 定・株 式等) に係る 受入予 定証券 の引渡 しの請 求をす る日の 当日に 入力
(略)			
担保株式 の届出	午前 9 時 から午後 8 時まで	(略)	(略)
(略)			
前日買入 消却請求	午前 9 時 から午後 8 時まで	(略)	(略)
(略)			
前日抹消 請求 (受 益証券発 行信託受 益権)	午後 9 時 から午後 8 時まで	(略)	(略)
(略)			
加入者口 座コード 変更請求	午前 9 時 から午後 8 時まで	(略)	(略)
質権口座 加入者口 座コード 変更請求	午前 9 時 から午後 8 時まで	(略)	(略)
②～⑥ (略)			

(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
(略)			
担保株式 の届出	午前 9 時 から午後 4 時まで	(略)	(略)
(略)			
前日買入 消却請求	午前 9 時 から午後 4 時まで	(略)	(略)
(略)			
前日抹消 請求 (受 益証券発 行信託受 益権)	午後 9 時 から午後 4 時まで	(略)	(略)
(略)			
加入者口 座コード 変更請求	午前 9 時 から午後 4 時まで	(略)	(略)
質権口座 加入者口 座コード 変更請求	午前 9 時 から午後 4 時まで	(略)	(略)
②～⑥ (略)			

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座 処理明細	(略)	規程第 57 条第 8 項 (第 6 章から第 8 章の 2 までは読み替えて準用する場合を含む。)又は第 186 条第 6 項	(略)
(略)			
総株主通知提出日 程案内	(略)	規則第 183 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 356 条の 2 第 1 項、同第 357 条の 62 第 1 項	機構は、必要と認めるときは、Target 保振サイト接続により通知することができる。
取扱廃止 事前通知 (株式等)	午前 7 時から午後 8 時まで	規則第 183 条第 2 項 (同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 357 条の 62 第 2 項	機構は、必要と認めるときは、Target 保振サイト接続により通知することができる。

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座 処理明細	(略)	規程第 57 条第 8 項 (第 6 章、第 7 章及び第 8 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)又は第 186 条第 6 項	(略)
(略)			
総株主通知提出日 程案内	(略)	規程第 146 条第 1 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 283 条の 3 第 1 項、同第 285 条の 58 第 1 項	二
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)				(略)			
総新株予 約権付社 債権者通 知提出日 程案内	(略)	規則第 321条 (同4章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)	機 構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保振サ イト接 続によ り通知 するこ とがで きる。	総新株予 約権付社 債権者通 知提出日 程案内	(略)	規 程 第 242条第 1項(同 5章にお いて読み 替えて準 用する場 合を 含 む。)	二
取扱廃止 事前通知 (新株予 約権付社 債)	午前7時 から午後 8時まで	規則第 321条 (同4章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)、 同第337 条第2項 (同4章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)	機 構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保振サ イト接 続によ り通知 するこ とがで きる。	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
(略)				(略)			
担保突合 不一致デ ータ	(略)	規 程 第 122条第 1項第3 号(同第 6章から 第8章ま でにおい て読み替 えて準用 する場合 を 含 む。)、同 第285 条の45 第1項第 3号	(略)	担保突合 不一致デ ータ	(略)	規 程 第 122条第 1項第3 号(同第 6章及び 第7章に おいて読 み替えて 準用する 場合を 含 む。)、同 第285 条の45 第1項第 3号	(略)
(略)				(略)			
貸株取引 状況一覧	午前7時 から午後	二	ほふり クリア	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)

	8時まで		リング が清算 対象取 引とし ている 有価証 券の貸 借又は これに 基づく 債務を 履行す るため に行う 有価証 券の授 受等に おける 処理の 進捗状 況に係 る通知
--	------	--	--

②～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
加入者情報データ (新規登録)	午前2時から午後5時まで	(略)	(略)
加入者情報データ (変更)	午前2時から午後5時まで	(略)	(略)
加入者情報	午前2時	(略)	(略)

--	--	--	--

②～⑦ (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
加入者情報データ (新規登録)	午前3時から午後5時まで ただし、特定日は、午前3時から午後4時まで	(略)	(略)
加入者情報データ (変更)	午前3時から午後5時まで ただし、特定日は、午前3時から午後4時まで	(略)	(略)
加入者情報	午前3時	(略)	(略)

報データ (削除)	から午後 5時まで			報データ (削除)	から午後 5時まで <u>ただし、 特定日 は、午前 3時から 午後4時 まで</u>		
加入者情 報データ (加入者 口座コード 変更通知)	午前2時 から午後 5時まで	(略)	(略)	加入者情 報データ (加入者 口座コード 変更通知)	午前3時 から午後 5時まで <u>ただし、 特定日 は、午前 3時から 午後4時 まで</u>	(略)	(略)
加入者情 報確認結 果報告デ ータ	午前2時 から午後 5時まで	(略)	(略)	加入者情 報確認結 果報告デ ータ	午前3時 から午後 5時まで <u>ただし、 特定日 は、午前 3時から 午後4時 まで</u>	(略)	(略)
(略)				(略)			
特別株主 管理事務 委託状況 報告デー タ	(略)	規程第 120条第 1項(同 第6章か ら第8章 までにお いて読み 替えて準 用する場 合を含む。)、第285 条の43第1 項	(略)	特別株主 管理事務 委託状況 報告デー タ	(略)	規程第 120条第 1項(同 第6章及 び第7章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)、 第285条 の43第1 項	(略)
担保受入 れデータ	(略)	規程第 121条第 1項(同 第6章か ら第8章 までにお いて読み 替えて準 用する場	(略)	担保受入 れデータ	(略)	規程第 121条第 1項(同 第6章及 び第7章 において 読み替え て準用す る場合を	(略)

		合を含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項				含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項	
担保差入れデータ	(略)	規程第 121 条第 1 項又は第 2 項 (同第 6 章から第 8 章まで)において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項又は第 2 項	(略)	担保差入れデータ	(略)	規程第 121 条第 1 項又は第 2 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項又は第 2 項	(略)
(略)				(略)			
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章まで)において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	(略)	配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	(略)
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章まで)において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条	(略)	振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64	(略)

		の 64 第 10項	
(略)			

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
配当金支払予定額データ （源泉徴収税額控除前）	(略)	規程第170条第1項（同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、同第285条の75第1項	(略)
登録配当金振込先口座変更データ	午前2時から午後5時まで	(略)	(略)
(略)			
外国人等更新依頼データ	午前2時から午後5時まで	(略)	(略)

③ (略)

		第10項	
(略)			

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
配当金支払予定額データ （源泉徴収税額控除前）	(略)	規程第170条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）、同第285条の75第1項	(略)
登録配当金振込先口座変更データ	午前3時から午後5時まで ただし、特定日は、午前3時から午後4時まで	(略)	(略)
(略)			
外国人等更新依頼データ	午前3時から午後5時まで ただし、特定日は、午前3時から午後4時まで	(略)	(略)

③ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
加入者情報エラー通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報登録済通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報更新済通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報変更済通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者口座コード変更済通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報削除登録済通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報確認依頼通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者口座情報削除可能通知データ	午前2時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
総株主通知日程案内	(略)	規則第183条第1項(同第5章及び第6章において読み替えて準用する場合を含む。)、	機構は、必要と認めるときは、Target保振サイト接続により通知

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
加入者情報エラー通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報登録済通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報更新済通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報変更済通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者口座コード変更済通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報削除登録済通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者情報確認依頼通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
加入者口座情報削除可能通知データ	午前3時から午後8時まで	(略)	(略)
(略)			
総株主通知日程案内	(略)	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、	規則第183条第1項、第357条の62第1項に定める日に出力

		同第 356 条の 2 第 1 項、同第 357 条の 62 第 1 項	することができ			同第 283 条の 3 第 1 項、同第 285 条の 58 第 1 項	
取扱廃止 事前通知 (株式 等)	午前 3 時 から午後 8 時まで	規則 第 183 条第 2 項 (同 第 5 章及 び第 6 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)、 同第 357 条の 62 第 2 項	機 構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保 振 サ イ ト 接 続 に よ り 通 知 するこ と が で きる。	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
総新株予 約権付社 債権者通 知日程案 内	午前 3 時 から午後 8 時まで	規則 第 321 条 (同 4 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)	機 構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保 振 サ イ ト 接 続 に よ り 通 知 するこ と が で きる。	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
取扱廃止 事前通知 (新株予 約権付社 債)	午前 3 時 から午後 8 時まで	規則 第 321 条 (同 4 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)、 同第 337 条第 2 項 (同 4 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)	機 構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保 振 サ イ ト 接 続 に よ り 通 知 するこ と が で きる。	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
(略)				(略)			
担保突合	(略)	規 程 第	(略)	担保突合	(略)	規 程 第	(略)

不一致データ		122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	
(略)			
間接外国人区分更新済データ	午前 2 時から午後 8 時まで	(略)	(略)
(略)			

- ② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
総株主通知日程案内	(略)	規則第 183 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 356 条の 2 第 1 項、同第 357 条の 62 第 1 項	機構は、必要と認めるときは、Target 保振サイト接続により通知することができる。
取扱廃止	午前 3 時	規則第	機構

不一致データ		122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	
(略)			
間接外国人区分更新済データ	午前 3 時から午後 8 時まで	(略)	(略)
(略)			

- ② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
総株主通知日程案内	(略)	規程第 146 条第 1 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 283 条の 3 第 1 項、同第 285 条の 58 第 1 項	規則第 183 条第 1 項、第 357 条の 62 第 1 項に定める日に出力
(新設)	(新設)	(新設)	(新)

事前通知 (株式等)	から午後 8時まで	183 条第 2 項 (同 第 5 章及 び第 6 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)、 同第 357 条の 62 第 2 項	は、必 要と認 めたと きは、 Target 保振サ イト接 続によ り通知 するこ とがで きる。				設)
(略)				(略)			
総新株予 約権付社 債権者通 知日程案 内	(略)	規 則 第 321 条 (同 4 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)	機構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保振サ イト接 続によ り通知 するこ とがで きる。	総新株予 約権付社 債権者通 知日程案 内	(略)	規 程 第 242 条第 1 項	規則第 321 条 第 1 項 に定め る日に 出力
取扱廃止 事前通知 (新株予 約権付社 債)	午前 3 時 から午後 8時まで	規 則 第 321 条 (同 4 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)、 同第 337 条第 2 項 (同 4 章 において 読み替え て準用す る場合を 含む。)	機構 は、必 要と認 めたと きは、 Target 保振サ イト接 続によ り通知 するこ とがで きる。	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
(略)				(略)			
登録配当 金振込先 口座変更 データ入 力処理内 容通知	午前 2 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)	登録配当 金振込先 口座変更 データ入 力処理内 容通知	午前 3 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)

登録配当 金振込先 口座変更 エラー通 知データ	午前 2 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)
外国人等 更新依頼 データ入 力処理内 容通知	午前 2 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)
外国人等 更新依頼 エラー通 知データ	午前 2 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)

③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続（統合チャネルシステム接続及び J E X G W システム接続）

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託 財産表示・同抹 消請求	(略)	(略)	信託の 記録又はその 抹消をする日 の当日に 入力 (<u>統合 チャネル システム 接続の み</u>)
前日振替 請求	午前 9 時 から午後 8 時まで	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにお いて読み 替えて準 用する場 合を含む。)、同 第 186 条	振替日 の前営業日 に 入 力 (<u>J E X G W シ ス テ ム 接 続 の み</u>)

登録配当 金振込先 口座変更 エラー通 知データ	午前 3 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)
外国人等 更新依頼 データ入 力処理内 容通知	午前 3 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)
外国人等 更新依頼 エラー通 知データ	午前 3 時 から 午後 8 時 まで	(略)	(略)

③ (略)

3 オンラインリアルタイム接続

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託 財産表示・同抹 消請求	(略)	(略)	信託の 記録又はその 抹消をする日 の当日に 入力
(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)

		<u>第1項</u> (<u>同第5章</u> において読み替えて準用する場合を含む。)					
当日振替請求	(略)	<u>同上</u>	(略)	当日振替請求	(略)	<u>規程第57条第1項</u> (<u>同第6章から第8章の2</u> までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、 <u>同第186条第1項</u> (<u>同第5章</u> において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
当日振替請求(譲渡担保)	(略)	(略)	(略)	当日振替請求(譲渡担保)	(略)	(略)	(略)
前日残高調整請求	<u>午前9時から午後8時まで</u>	<u>同上</u>	<u>振替日の前営業日に入力</u> (<u>J E X G W システム接続のみ</u>)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
当日残高調整請求	(略)	(略)	<u>振替日の当日に入力</u>	当日残高調整請求	(略)	(略)	<u>同上</u>
当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	(略)	(略)	当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	(略)	(略)
担保指定証券預託	<u>前営業日の午前7</u>	<u>規則第68条の2</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(相手先指定・株式等)	時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで	(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条の2(同第4章において準用する場合を含む。)						
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	午前7時から午後1時30分まで	同上	振替日の当日に <input type="checkbox"/>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
振替一時停止申告(市場取引)	午前3時から午後8時まで	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規則第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第251	振替日の前営業日に <input type="checkbox"/> (JEXGWシステム接続のみ)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		条第1項 (同第4 章におい て準用す る場合を 含む。)					
(略)				(略)			
当日区分 管理証券 指定・同 解除請求	(略)	(略)	指定日 の当日 に <input type="checkbox"/> (統合 チャネ ルシス テム接 続の み)	当日区分 管理証券 指定・同 解除請求	(略)	(略)	指定日 の当日 に <input type="checkbox"/>
(略)				(略)			
受入予定 証券引渡 完了請求	午前9時 から午後 3時30 分まで	規則第69 条第2項 (同第5 章から第 7章の2 までにお いて準用 する場合 を含む。)、 同第257 条第2項 (同第4 章におい て準用す る場合を 含む。)	受入予 定証券 の引渡 しの請 求をす る日の 当日に 入力 (統合 チャネ ルシス テム接 続の み)	受入予定 証券引渡 完了請求	午前9時 から午後 3時30 分まで	二	受入予 定証券 の引渡 しの請 求をす る日の 当日に 入力
担保指定 証券預託 (相手先 指定・株 式等・受 入予定証 券完了)	午前7時 から午後 2時まで	同上	担保指 定証券 預託 (相手 先指定 ・株式 等)に 係る受 入予定 証券の 引渡し の請求 をす る日の 当日に 入力	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)

プール残高解放請求	(略)	(略)	請求をする日に入力 (統合チャネルシステム接続のみ)	プール残高解放請求	(略)	(略)	請求をする日に入力
資金振替済通知 (抹消)	(略)	(略)	規程第205条に定める時に入力 (統合チャネルシステム接続のみ)	資金振替済通知 (抹消)	(略)	(略)	規程第205条に定める時に入力
当日買入消却請求	(略)	(略)	買入消却をする日の前営業日に入力 (統合チャネルシステム接続のみ)	当日買入消却請求	(略)	(略)	買入消却をする日の前営業日に入力

② 発行代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	(略)	(略)	規則第241条に定める日に入力 (統合チャネルシステム接続のみ)
資金振替済通知 (新規記録)	(略)	(略)	規程第180条第4項に定め

② 発行代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	(略)	(略)	規則第241条に定める日に入力
資金振替済通知 (新規記録)	(略)	(略)	規程第180条第4項に定め

			る時に 入 力 (統 合 チャ ネ ルシ ス テム 接 続の み)
--	--	--	---

			る時に 入 力
--	--	--	---------------

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、処理済通知(更新情報付)、不能通知、 <u>預託通知、未了通知、担保振替実行済通知、担保振替完了通知、未了理由変更通知、決済未了通知、預託通知(取消)</u>	<u>午前7時から午後8時まで</u>	—	振替済の通知等の通知
(略)			

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、 <u>処理済通知(更新情報付)、不能通知</u>	<u>午前9時から午後3時30分まで</u>	—	振替済の通知等の通知
(略)			

帳表ファイル	午前3時から午後8時まで	二	口座処理の結果を出力（JEXGWシステム接続のみ）	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
② (略)				② (略)			
③ 発行・支払代理人への出力				③ 発行・支払代理人への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知	(略)	(略)	受付済の通知等の通知（統合チャネルシステム接続のみ）	受付済通知、エラー通知、訂正済通知	(略)	(略)	受付済の通知等の通知
発行口記録情報通知（DVP方式）	(略)	(略)	統合チャネルシステム接続のみ	発行口記録情報通知（DVP方式）	(略)	(略)	二
発行口記録情報通知（非DVP方式）	(略)	(略)	統合チャネルシステム接続のみ	発行口記録情報通知（非DVP方式）	(略)	(略)	二
新規記録済通知	(略)	(略)	統合チャネルシステム接続のみ	新規記録済通知	(略)	(略)	二
④ (略)				④ (略)			
(注) オンライン・リアルタイム接続には、 <u>統合チャネルシステム接続とJEXGWシステム接続がある。</u>				(新設)			
4 加入者情報Web端末				4 加入者情報Web端末			
(1) 入力				(1) 入力			
① 機構加入者からの入力				① 機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考

加入者情報データ (新規登録)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	加入者情報データ (新規登録)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで <u>ただし、 特定日 は、午前 8 時30分 から午後 4時まで</u>	(略)	(略)
加入者情報データ (変更)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	加入者情報データ (変更)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで <u>ただし、 特定日 は、午前 8 時30分 から午後 4時まで</u>	(略)	(略)
加入者情報データ (削除)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	加入者情報データ (削除)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで <u>ただし、 特定日 は、午前 8 時30分 から午後 4時まで</u>	(略)	(略)
加入者情報データ (加入者 口座コード変更通知)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	加入者情報データ (加入者 口座コード変更通知)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで <u>ただし、 特定日 は、午前 8 時30分 から午後 4時まで</u>	(略)	(略)
加入者情報訂正申告データ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	二	加入者情報の訂正の申告をする日に <input type="text"/>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
加入者情報確認結果報告データ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	加入者情報確認結果報告データ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)

振替先口座照会	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	振替先口座照会	ただし、 特 定 日 は、午前 8 時30分 から午後 4 時まで	(略)	(略)		
個別株主 通知の申 出取次ぎ データ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	個別株主 通知の申 出取次ぎ データ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで ただし、 特 定 日 は、午前 8 時30分 から午後 4 時まで	(略)	(略)		
個別株主 報告デー タ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	(略)	(略)	個別株主 報告デー タ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで ただし、 特 定 日 は、午前 8 時30分 から午後 4 時まで	(略)	(略)		
配当金振 込指定取 次ぎデー タ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	規程第168 条第 4 項 又は第11 項 (同第 6 章から 第 8 章ま でにおい て読み替 えて準用 する場 合を 含 む。)、同 第285条の 73 第 4 項	(略)	配当金振 込指定取 次ぎデー タ	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで ただし、 特 定 日 は、午前 8 時30分 から午後 4 時まで	規 程 第 168 条 第 4 項又は 第 11 項 (同第 6 章及び第 7 章にお いて読み 替えて準 用する場 合を 含 む。)、同 第 285 条 の 73 第 4	(略)		

		又は第11項	
振替口座簿記録事項報告データ	午前8時30分から午後5時まで	規程第157条第10項（同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、同第285条の64第10項	(略)
対象加入者保有株式数報告データ	午前8時30分から午後5時まで	(略)	(略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
情報提供請求（全部情報）データ	午前8時30分から午後5時まで	(略)	(略)
(略)			

(2) 出力

① 機構加入者への出力

		項又は第11項	
振替口座簿記録事項報告データ	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで</u>	規程第157条第10項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）、同第285条の64第10項	(略)
対象加入者保有株式数報告データ	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで</u>	(略)	(略)

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
情報提供請求（全部情報）データ	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで</u>	(略)	(略)
(略)			

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報照会	午前8時30分から午後5時まで	(略)	(略)
(略)			
配当金振込指定取次ぎ履歴照会	午前8時30分から午後5時まで	(略)	(略)
加入者情報確認依頼通知データ	午前8時30分から午後5時まで	(略)	(略)
(略)			

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
対象加入者保有株式数通知データ	午前8時30分から午後5時まで	(略)	(略)

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報照会	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで</u>	(略)	(略)
(略)			
配当金振込指定取次ぎ履歴照会	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで</u>	(略)	(略)
加入者情報確認依頼通知データ	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで</u>	(略)	(略)
(略)			

② 発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
対象加入者保有株式数通知データ	午前8時30分から午後5時まで <u>ただし、</u>	(略)	(略)

--	--	--	--

5・6 (略)

(削る)

別表 4

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
(略)				
当日残高調整請求	(略)	(略)	否	(略)
(略)				
当日 D V P 振替請求<決済照合システム連動>	(略)	(略)	(略)	(略)
先日付貸株 D V P 振替請求<決済照合システム連動>	振替日の業務開始時	第 67 条等に規定	可	同上
当日貸株 D V P 振替請求<決済照合システム連動>	振替請求の受付後直ちに	第 67 条等に規定	可	同上

	特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで		
--	----------------------------	--	--

5・6 (略)

(注) この表において「特定日」とは、毎年 1 月、4 月、7 月、10 月の第 2 営業日及び機構があらかじめ通知する日をいう。

別表 4

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
(略)				
当日残高調整請求	(略)	(略)	可	(略)
(略)				
当日 D V P 振替請求<決済照合システム連動>	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

受入予定証券引渡完了請求	(略)	(略)	(略)	(略)
担保指定証券預託 (相手先指定・株式等・受入予定証券完了)	振替完了条件が充足した時	振替不能	否	同上
(略)				
当日証券担保指定・同解除請求	(略)	(略)	(略)	(略)
担保指定証券預託 (相手先指定・株式等)	前営業日に入力した ものについて は、振替日の 業務開始時、 当日に入力した ものについては、 振替請求の受付 後直ちに	振替未了	否	同上
担保指定証券預託 (相手先指定・株式等・取消)	振替請求の受付 後直ちに	振替不能	否	同上
(略)				

(注)

1・2 (略)

受入予定証券引渡完了請求	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				
当日証券担保指定・同解除請求	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(注)

1・2 (略)

3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）については、午後3時30分まで（担保指定証券預託（相手先指定・株式等）については、午後1時30分まで）に減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

4 (略)

別表5

処理順位	処理種別
(略)	(略)
18	先日付貸株DVP振替請求に係る振替の処理

(注)

1・2 (略)

3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）については、午後3時30分までに減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

4 (略)

別表5

処理順位	処理種別
(略)	(略)
(新設)	(新設)

(注)

1・2 (略)

(※ 平成25年12月1日以降は、別表3の6の規定は削られます。)

2 附則

この改正規定は、平成26年1月6日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成26年1月7日以後の機構が定める日から施行する。

以上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料				1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a (略) b <u>規則第65条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替又は同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者</u>	(略)	振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a (略) b <u>規則第65条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替</u> においては、渡方DVP参加者	(略)

		への振替が行われなかった場合を除く。)において、渡方 DVP 参加者					
		c 規則第 69 条に規定する振替又は第 70 条第 1 項第 2 項に規定する振替(当該請求振替に DVP の証券がき合る。)に基づく振替は、受方 DVP 参加者				c 規則第 69 条に規定する振替又は規則第 70 条第 1 項第 2 項に規定する振替(振替に DVP の証券がき合る。)に基づく振替は、受方 DVP 参加者	
	(2)	区分口座間振替(次の a から c までの振替等)の場合	振替等 1 件につき 13 円			(2) 区分口座間振替(次の a から c の振替等)の場合	振替 1 件につき 13 円
	a	(略)				a (略)	
	b	規則第 68 条に				b 規則第 68 条に	

		<p>規定す 担証 指に係 券振替 るに 請求 基づく 振替、 第68同 の2条 1項第 規定す る担保 指証 券の預 託に係 る振替 （同条 第2項 又は第 3項に 基づき 受方 DVP参 加者へ の振替 が行わ れな った場 合に限 る。）、 同第2 条第2 項に規 定する 振替又 は同条 第3項 に規定 する減 少及び 録増記 録にお いては 、渡方 加入者 及び 加入者</p>				<p>規定す 担証 指に係 券振替 るに 請求 基づく 振替、 第68同 の2条 1項第 規定す る担保 指証 券の預 託に係 る振替 （同条 第2項 又は第 3項に 基づき 受方 DVP参 加者へ の振替 が行わ れな った場 合に限 る。）、 同第2 条第2 項に規 定する 振替又 は同条 第3項 に規定 する減 少及び 録増記 録にお いては 、渡方 加入者 及び 加入者</p>	
		c (略)				c (略)	
		(略)				(略)	
	振替 新株	(1) 一般振替 (次の(2))	(略)		振替 新株	(1) 一般振替 (次の(2))	(略)

	<p>予約 権付 社債 振替 新株 予約 権</p>	<p>及び(3)の 振替以外 の振替を いう。)の 場合</p> <p>a 規則第 246条第 (同第 342条に おいて 用場含 む。以 下区お 同に 規定す 振替に く及び のb c 替を 除く。 いは、 渡機 構者 加入 者</p> <p>b 規則第 253条第 1項に 規定す るDVP 請求 又は 同第256 条の2 第1項 に規定 する担 保指定 証券の 預託に 係る振 替(同条 第2項</p>			<p>予約 権付 社債 振替 新株 予約 権</p>	<p>及び(3)の 振替以外 の振替を いう。)の 場合</p> <p>a 規則第 246条第 (同第 342条に おいて 用場含 む。以 下区お 同に 規定す 振替に く及び のb c 替を 除く。 いは、 渡機 構者 加入 者</p> <p>b 規則第 253条第 1項に 規定す るDVP 請求 又は 同第256 条の2 第1項 に規定 する担 保指定 証券の 預託に 係る振 替(同条 第2項</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

		又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。)に基づき振替においては、渡方DVP参加者					
		c 規則第257条に規定する振替請求又は第258条第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該請求DVP口座の受入証券高当るに限る。)に基づく振替においては、受方DVP参加者				c 規則第257条に規定する振替請求又は規則第258条第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該請求DVP口座の受入証券高当るに限る。)に基づく振替においては、受方DVP参加者	
	(2) 区分間振替(次からで等	口座振替等aの振替を	振替等1件につき13円			(2) 区分間振替(次から振替う。)	口座振替等aの振替を1件につき13円

		う。) の場 合				合	
		a (略)				a (略)	
		b 規則第 256条に 規定す る指定 保証指 券に振 替る請 求づく 振替、 同第 256条 の2第 1項に 規定す る担保 保証預 託に係 る振替 (同条 第2項 又は第 3項に 基づき 受方参 加者へ の振替 が行わ れな った場 合に限 る。)、 同第2 項に規 定する 振替は 同条第 3項に 規定す る減少 の及び 増加記 録の記 録にお いては、 渡方加 入者及				b 規則第 256条に 規定す る担保 保証指 券に振 替る請 求づく 振替、 同第 256条 の2第 1項に 規定す る担保 保証預 託に係 る振替 (同条 第2項 又は第 3項に 基づき 受方参 加者へ の振替 が行わ れな った場 合に限 る。)、 同第2 項に規 定する 振替は 同条第 3項に 規定す る減少 の及び 増加記 録の記 録にお いては、 渡方加 入者及	

		び受方 機構加 入者 (略) c				c (略)	
		(略)				(略)	
振替 投資 口 振替 優先 出資 振替 投資 信託 受益 権 振替 受益 権	(1) 一般振替 (次の(2) 及び(3)の 振替以外 の振替を いう。)の 場合	(略)		振替 投資 口 振替 優先 出資 振替 投資 信託 受益 権 振替 受益 権	(1) 一般振替 (次の(2) 及び(3)の 振替以外 の振替を いう。)の 場合	(略)	
	a 規則第 351条、 第352 条、第 355条 及び第 357条 の7に おいて おそれ 準ずる (以下 の区分 におい て同様 に)第53 条に規 定する 振替請 求づく 替(次の b及び cの替 を)にお いは、渡 方加及 方加入 者				a 規則第 351条、 第352 条、第 355条 及び第 357条 の7に おいて おそれ 準ずる (以下 の区分 におい て同様 に)第53 条に規 定する 振替請 求づく 替(次の b及び cの替 を)にお いは、渡 方加及 方加入 者		
	b 規則第 65条第 1項に 規定す るDVP 振替請 求				b 規則第 65条第 1項に 規定す るDVP 振替請 求		

		<p>づく振 替又は 同第68 条の2 第1項 に規定 する担 保指定 証券の 預託に 係る振 替(同条 第2項 又は第 3項に 基づき 受方DVP 参加者 への振 替が行 なな かつた 場合を 除く。) におい ては、渡 方 DVP 参加者</p> <p>c 規則第 69条に 規定す る振替 請求は 同第70 条第1 項若し 第2項 に規定 する振 替請求 (当該 振替に DVPの 口座の 受入証 残高が 充れ合 るに基 づく振</p>			<p>く振替 には、 DVP参 加者</p> <p>c 規則第 69条に 規定す る振替 請求は 同第70 条第1 項若し 第2項 に規定 する振 替請求 (当該 振替に DVPの 口座の 受入証 残高が 充れ合 るに基 づく振</p>	
--	--	---	--	--	--	--

		<p>おいては、受方DVP参加者</p>				<p>においては、受方DVP参加者</p>	
		<p>(2) 区分口座間振替等（次のaからcまでの振替をいう。）の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第68条に規定する保証指定証券に振替を請求する振替、同条第2項第1項に規定する保証指定証券の預託に振替（同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。）、同条第2項に規定する振替は同条第3項に規定</p>	<p>振替等1件につき13円</p>			<p>(2) 区分口座間振替等（次のaからcの振替をいう。）の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第68条に規定する保証指定証券に振替を請求する振替にて渡方及び方は、機構者及び機構入者</p>	<p>振替 1件につき13円</p>

		する減 少の記 録及び 増加の 記録に おいて は、渡方 機構加 入者及 び受方 機構加 入者 c (略) (略)		
(略)				
各種証 明書交 付手数 料				
振替口座簿記事項証明書交付手数料	共通	振替口座簿記事項証明書の交付及び振替口座簿記事項に係る情報の提供を受けた機構加入者	Target 保証サイトによる提供の場合	請求1件につき500円 <u>ただし、CSVファイルによる提供を併せて行う場合には、請求1件につき500円を加算する。</u> (略)
(略)				
(注) 1. ~15. (略)				

(略)				
各種証 明書交 付手数 料				
振替口座簿記事項証明書交付手数料	共通	振替口座簿記事項証明書の交付及び振替口座簿記事項に係る情報の提供を受けた機構加入者	Target 保証サイトによる提供の場合	請求1件につき500円 (略)
(略)				
(注) 1. ~15. (略)				

2. ・ 3. (略)	2. ・ 3. (略)
-------------	-------------

2 附則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

以 上